

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価

○従量制供給の場合

		令和5年10月分～ 令和6年5月分	令和6年6月分
		(a)	(b)
従量電灯 臨時電灯 B 公衆街路灯 B	1 契約につき最初の 10 キロワット時まで	50 円 00 銭	25 円 00 銭
	上記を超える 1 キロワット時につき	5 円 00 銭	2 円 50 銭
上記以外の場合 1 キロワット時につき	低圧で供給を受ける場合	5 円 00 銭	2 円 50 銭
	高圧で供給を受ける場合	3 円 00 銭	1 円 50 銭

○定額制供給の場合

契約種別	対象	範囲	単位	みなし kWh (※1)	令和5年10月分～ 令和6年5月分 (※2)	令和6年6月分 (※2)
				(c)	(a)*(c)	(b)*(c)
定額電灯 公衆街路灯 A	電灯	10W まで	1 灯	3.884	19 円 42 銭	9 円 71 銭
		10 ワットをこえ 20 ワットまで		7.768	38 円 84 銭	19 円 42 銭
		20 ワットをこえ 40 ワットまで		15.536	77 円 68 銭	38 円 84 銭
		40 ワットをこえ 60 ワットまで		23.304	116 円 52 銭	58 円 26 銭
		60 ワットをこえ 100 ワットまで		38.840	194 円 20 銭	97 円 10 銭
		100 ワットをこえ 100 ワットまでごとに		38.840	194 円 20 銭	97 円 10 銭
	小型 機器	50 ボルトアンペアまで	1 機器	11.601	58 円 01 銭	29 円 00 銭
		50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまで		23.202	116 円 01 銭	58 円 01 銭
		100 ボルトをこえ 100 ボルトアンペアまでごとに		23.202	116 円 01 銭	58 円 01 銭

契約種別	範囲	単位	みなし kWh (※1)	令和5年10月分～ 令和6年5月分 (※2)	令和6年6月分 (※2)
			(c)	(a)*(c)	(b)*(c)
臨時電灯 A	総容量が 50 ボルトアンペアまでの 1 日につき	1 契約	0.313	1 円 57 銭	0 円 78 銭
	総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの 1 日につき		0.626	3 円 13 銭	1 円 57 銭
	総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに 1 日につき		0.626	3 円 13 銭	1 円 57 銭
	総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの 1 日につき		6.260	31 円 30 銭	15 円 65 銭
	総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに 1 日につき		6.260	31 円 30 銭	15 円 65 銭
臨時電力	0.5kW の場合 1 日につき	1 契約	—	(※3) 16 円 45 銭	(※3) 8 円 23 銭
	1kW1 日につき	1kW	6.579	32 円 90 銭	16 円 45 銭

※1 みなし kWh は、現行単価の設定時の算定において用いた諸元と同一である。具体的な計算は、「電源開発促進税法取扱通達」（課税標準数量の計算等）に定める方法等により算定している。

※2 小数点以下第3位で四捨五入して算定した。

※3 1 kW の場合の単価の半額とし、小数点以下第3位で四捨五入して算定した。